明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（七〇）　四
○水質汚濁防止法の一部を改正する法律（七一）　四
○介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（七二）　七
〔政　令〕
○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一七二）　三七
○介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（一七三）　三八
○東日本大震災による有価証券報告書等の提出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令（一七四）
〔省　令〕
○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業三〇）
○独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同三一）

本号で公布された法令のあらまし

◇特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（法律第七〇号）（内閣府本府）

1　定義

改正前の一七の活動分野に加えて、新たに「観光の振興を図る活動」、「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」及び「法第二条の別表各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動」を追加することとした。（第二条及び別表関係）

2　所轄庁

特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）とすることとした。（第九条関係）

3　認定

特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができることとした。（第四四条第一項関係）

4　認定の基準

所轄庁は、認定の申請をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該認定をするものとした。

㈠　広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準のいずれかに適合すること。

㈡　実績判定期間における事業活動のうちに共益的活動の占める割合が一〇〇分の五〇未満であること。

㈢　運営組織及び経理が適正であること。

㈣　事業活動が適正であること。

㈤　事業報告書等について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させること。

㈥　各事業年度において事業報告書等を所轄庁に提出していること。

㈦　法令等に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

㈧　認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。

㈨　実績判定期間において、㈢、㈣の一部及び㈤から㈦までの基準に適合していること。（第四五条関係）

5　欠格事由

4にかかわらず、認定等の取消し、滞納処分、重加算税の賦課等を受けた日から一定期間を経過しない特定非営利活動法人又は暴力団の構成員等が役員に含まれる等の特定非営利活動法人は、認定を受けることができないものとした。（第四七条関係）

6　認定の有効期間

認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年とし、その満了の日の六月前から三月前までに申請を行った場合は、有効期間の更新を受けることができるものとした。（第五一条関係）

7　仮認定

特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の仮認定を受けることができることとした。（第五八条第一項関係）

8　仮認定の基準

所轄庁は、仮認定の申請をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該仮認定をするものとした。

㈠　4の㈡から㈨までに適合すること。

㈡　設立の日から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。

㈢　認定又は仮認定を受けたことがないこと。（第五九条関係）

9　仮認定の有効期間

仮認定の有効期間は、当該仮認定の日から起算して三年とすることとした。（第六〇条関係）